

総務常任委員会

令和3年3月16日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	税 務 課 長	福田 善行
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	教委総務課参事	岡村 智生
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	三原 進也

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、嶋田委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 栗本教育次長。

教育次長

それでは、1. 付託議案の（1）議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例について、説明させていただきます。

まずはじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教育次長

議案書末尾の要旨をもって、説明させていただきます。要旨をご覧ください。

本条例は、社会体育の普及のため、学校の体育施設を開放するにあたり、開放する施設、使用料及び使用許可等、必要な事項を定めるものでございます。

まず、1として主な制定内容でございます。（1）開放する施設 第2条関係でございます。開放する体育施設は、町立小学校の体育館及び運動場、斑鳩南中学校サブグラウンドとしております。次に（2）管理 第3条関係でございます。開放施設の開放時の管理は教育委員会が行うこととしております。次に（3）使

用できるものの範囲 第4条関係でございます。開放施設を使用できるものは、スポーツクラブ登録をした団体としております。次に(4)使用の許可 第5条関係でございます。開放施設及び附属設備を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならないと規定をしております。次に(5)使用料 第8条関係でございます。開放施設の使用料は無料とし、附属設備のエアコンを使用する場合は、1時間につき2千円としております。

最後に施行期日でございますが、令和3年4月1日から施行することとしております。なお、施設の開放日や開放時間、使用の手続きなどにつきましては、別途、規則を定めまして、運用してまいりたいと考えております。

以上、議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり、ご可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えてください。今現在、西小学校や東小学校でもスポーツクラブの方利用されておられるんですけども、それらの関係についてはどうなんですか。

教育次長 これまでは学校体育施設の規則で対応しておったんですけども、このたび学校の体育館のエアコンが設置された関係で、エアコンの使用を認めていくということで、その使用料を徴収するのに規則から条例に改めたもので、今まで使っていた団体は引き続き使っていただくということになります。

嶋田委員 そしたら西小学校の体育館とか、東小学校の体育館、また斑鳩中学校ですか、体育館はエアコンはついてないということなんですか。

教育次長 昨年度、全部、小・中学校の体育館、エアコンの整備をされまして、使える状態になっておりますので、今年4月から一定の基準を設けて、それを超える気温の日には希望されたらエアコンを使用していこうということでございます。

嶋田委員 そしたら最後に、この開放施設名で、町立小学校か、そして南中学校、これ斑

鳩中学校は入っていないんですか。

教育次長 町立中学校につきましては、部活動の関係がございますので、学校体育施設の開放はしておりません。

委員長 ほかにございませんか。 井上委員。

井上委員 斑鳩南中学校のサブグラウンドなんですけれども、これ常に開放されている状態にはなっていると思うんですけれども、管理をされるというのはどういうふうな形で管理をされるのでしょうか。

教育次長 グラウンドの整備とかですね、そういったものの管理をすべて教育委員会でやっているということでございます。

井上委員 それはわかりましたけれども、登録した団体に貸し出すといったときにはですね、一般の人らも入ってくる状態になっていると思うんですけれども。普段小さい子どもさんたちもボール遊びしていたりとか、・・使っている状態になっていると思うんですけれども、各種団体に貸し出すとするとですね、一般の人らも入ってこれないように管理をするということですか。

教育次長 これまでも、本来は規則で使用する前には1か月前から申請をしていただく必要がございました。空いているときは、よく夕方、親子でキャッチボールされたりとかする風景は見るんですけれども、本来は申請をしていただいて、使用していただく、これは今までも変わりはありません。今回、体育館のエアコンの使用量を徴収するのに、今まで規則で運営していたのを、条例化したというので、今までから基本的には変わっていないということをご理解をください。

井上委員 例えば野球の大会をすとかいう話でサブグラウンドを使うというような形もあり得ると思うんですけれども、その時、一般のお客様、小さい子どもさんが原則的にはだめということがわからなく使用される方もおられると思うんですけれども、その辺はどういうふうな形でやっていこうと思っているんですか。

教育次長 空いてたら使っていただいても差し支えないのかなというふうに思います。やはりそういう大会で予約されていたら、教育委員会に一報いただいて、中で遊んでいるよということであれば、教育委員会から指導もさせていただきますけども、今日は空いているけど、申請ないから使ったらだめだよ、遊んだらだめだよというような、四角四面な指導はちょっといかがかなというふうに思いますので、その辺は臨機応変に、もし申請されていて、すでに子どもさんが遊んでおられたら、教育委員会のほうに一報いただいたら、教育委員会から、こちらはグラウンドは予約されているのでという説明をさせていただいて、退去していただくということになると思います。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 エアコンの、1時間につき2千円の件ですけども、この大きな体育館というのは事前に来て冷やしとかんと、借りている時間スタートすると、なかなかすぐには冷えないということも十分あると思いますが、そのあたりの考え方として、予約した時間で考えさせてもらってええのか、細かい話ですけども、やはりこれトラブルになったらあきませんので、事前に30分なり40分なり手前に来てスイッチ入れてもかまへんというふうな考え方で、これどんなもんでねんねやろ。

教育次長 鍵を取りに来ていただくのは、使用時間の15分前に鍵を取りに来ていただくということになってますので、体育館に着かれたらスイッチは入れていただいて結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第8号 権利の放棄についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

付託議案(2) 議案第8号 権利の放棄についてご説明申し上げます。
はじめに議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長

議案書の2枚目をお願いいたします。

(議案書2枚目の朗読)

まちづくり
政策課長

それでは、今回の経緯等につきまして、ご説明をさせていただきます。

斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業につきましては、地域経済の活性化の核となる斑鳩町の新たなまちあるき拠点として、平成31年3月29日に契約を締結をし、平成31年4月から、法隆寺観光自動車駐車場の管理を行いながら、宿泊施設等の建設を順次進めることとなっております。しかしながら、コロナ禍の影響により、やむを得ず、宿泊施設等の建設は延期をされ、令和5年度中の開業をめざされているところです。このようななか、前回の総務常任委員会におきまして、ご報告しましたとおり、令和3年2月15日付けで、株式会社呉竹荘より、令和2年度の借地料の減免に関する上申書が町長あてにございました。

町の試算ではございますが、今年度、令和2年度の駐車場収入の見込額は860万円、呉竹荘によります管理経費見込額700万円、収支差額相当額は、約160万円の黒字にとどまると見込んでおります。しかし、仮に、従前のように、観光協会によります指定管理していたとしても、さらに、経営状況は苦しく、約40万円の赤字になると試算をしているところでございます。

続きまして、事業によります町財政等への長期的なメリットについて説明させ

ていただきます。はじめに、町財政への直接的な寄与としまして、土地賃貸料が約9億9千万円、家屋にかかる固定資産税が約1億5千万円、合計で11億4千万円の収入が見込まれます。次に、斑鳩町の経済への効果です。本事業のホテル等運営による町への経済波及効果としまして、呉竹荘では、約22億8千万円を見込まれているところでございます。これらの試算額を合計しますと、令和49年度までの間で、約34億2千万円が見込まれているところです。なお、この試算は、平成30年度に行いました本事業の公募の際に、呉竹荘から提出された提案書の「事業収支計画書」等をもとに、令和5年度中に開業し、令和49年度まで事業継続した場合として試算したものです。今後の社会経済情勢等により、変動する可能性もあることを申し添えさせていただきます。

最後になりますが、町といたしましては、これら斑鳩町マルシェ・宿泊施設等誘致事業を進めてきた目的、またその実現による町財政への直接的な寄与、本町の経済への貢献、さらには、2025年の大阪・関西万博の開催など、本町にとって、アフターコロナを見据えた、多様かつ多角的な効果が期待できると考えますところから、長期的な観点をもって総合的に検討いたしまして、今回の土地賃貸料に係る債権の放棄につきましては、現時点でとり得る最善の方法であると考えているところでございます。来年度以降におきましても、今年度のような状況が続くことといたしますならば、土地賃貸料の免除割合に対する方針など町議会への細やかなご相談とご報告を行いまして、ご意見を賜るなかで、更なる企業努力を求めながら、株式会社呉竹荘が表明をされております、令和5年度中の開業を目指し、しっかりと本事業を進めてまいり所存でございますので、何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第8号 権利の放棄についてのご説明とさせていただきます。

委員皆様方には、何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、委員皆さんには町のほうから提出していただいた、斑鳩町マルシェ宿泊施設等事業者誘致事業事業用定期借地権設定契約書を資料として全員に配布しております。

それでは質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 細かい話ですけれども、契約書を見ますと、第5条1項に、賃借料の支払いは毎年度末までに払いますと書いてますけれども、これはなぜ月払いとか四半期払いとかにしないで、年度末払いにされたのか教えてもらいたいのと、これは来年度以降、業績を確認するためにも、月払いとかに変更できるのかどうか。

委員長 休憩します。

(午後 1時48分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

委員長 再開いたします。 齋藤委員。

齋藤委員 まず呉竹荘様のグループの関係、インターネットで確認しますと、国内にホテルチェーンが19、海外にも4つのホテルがあって、全部で20以上のホテルがあるように見えるんですけども、そのホテルの収益もあると思うんですけども、どうしてこの斑鳩マルシェだけなのかわかりませんが、賃料を減免するのか、放棄してほしいと申し出るのか、それらのところ、業績関係もあわせて教えてもらえたらありがたいと思います。

まちづくり政策課長 ただいま、齋藤委員がおっしゃっておられます呉竹荘に関してましては、関連するホテルが多数ございます。そういった中で呉竹荘の決算状況というところで、20等々のホテルを含めた2020年、昨年9月期の決算の状況ですけれども、そのひとつ前の2019年9月期で約3億円の黒字、これが2019年、一昨年度になります、昨年度、2020年9月期、こちらのほうが約15億円の赤字ということで、マイナス18億円、600%のマイナスになっているというような経営状況になっているところでございます。こちらのほうは、やはり新型コロナの関係で、自粛要請等々ある中でのマイナスということで認識をしているところでございます。

齋藤委員 そうしましたら、来年度の決算の見込みっていうんですか、呉竹荘さんはどのように立てておられるのか。

まちづくり
政策課長 従来はGoToキャンペーン等々がございました。その時点では年明けの2月、3月ぐらいには昨年の波に戻りたいということで、呉竹荘さんも目標を持って鋭意努力をされていたところですけども、GoToキャンペーンに伴いまして、第三波の到来等々もございまして、今現時点では非常に厳しい状況になっていると伺っているところでございます。

齋藤委員 厳しい状況ということは、来年度以降もまた同じような申し出をされるような可能性はあるということでお考えなんでしょうか。

まちづくり
政策課長 今後の状況等によろうかと思えますけども、その可能性が全くないというようなどころではないかなと、申し出がある可能性があるのではないかなと考えているところではございます。

齋藤委員 仮の話ですけども、もしそのような申し出があった場合には、町としてはまた同じように考えておられるのか、やはりここは今年度限りとして思っておられるのかそのようなところはいかがでしょうか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 ただいま、齋藤委員さんからのご質問でございますが、今の状況というのは非常に厳しい状況というのは、十分認識しているところでございます。ただ、私どもといたしましても、今般こういった形で出させていただいたという経緯もございまして、そういったものを呉竹荘さんには十分に説明をしながら、今後の状況を十分に勘案した中で、議会ともご相談をさせていただきながら、判断をさせていただきたいと考えているところでございます、以上です。

齋藤委員 申出書には、令和5年度を目指して鋭意準備に取りかかっているとありますけども、じゃあ具体的にいつどのような形で工事を進めるとか、そのような話というのはあるんでしょうか。

まちづくり
政策課長

こちらの具体的に令和5年度の開業に向けてということで、上申書にも書かれているところでございます。このあたり、現在の状況等を確認させていただいております。まず、呉竹荘といたしましては、令和5年度の開業、こちらに向けまして、今すでに現時点で開業した場合を想定した旅行エージェント、代理店等々を含めたプロモーション営業活動をされていると伺っております。また、コロナ禍の中で新たな生活様式等々、旅行の形が変わる中での施設の見直しでありましたりとか、あるいは運営を安定的に行うためのサービスの見直し等々を、逆に言いますとこの時間を有効に使ってされていると伺っているところでございます。

町といたしましても、今、現時点で令和5年とここで、呉竹荘としてなにもせずに手をこまねいているわけではなく、できる範囲で可能なところで5年の開業に向けて具体的な作業を進めておられる、あるいは検討されておられるというところで、今回こういった形の議案をあげさせていただいたひとつの理由ということでご理解いただければと思います。

齋藤委員

内部で戦略的にお客さんを呼ぶのを考えておられるということですが、具体的にホテルを建設する、いつから建設をはじめるとか、そのようなスケジュールというのは、わかりましたら教えてください。

まちづくり
政策課長

今のところ、令和5年度中と、5年度のオープンということで、非常に長い期間での目標となっております。逆算するような形で、通常半年ちょっとは当然建設期間としてかかってこようかと思っておりますので、そのあたり、一番遅ければ令和5年度中ですので、令和6年の3月、春に向けてのオープン、逆算してでの工事着手になると思っておりますし、その前の年の令和5年度の秋の観光シーズンをめがけてオープンしていくということであれば、それも逆算したような形で形で、令和4年の冬には着工に入るというようなところで、そのあたりの戦略も含めまして、今現在状況等も鑑みながら検討されているというところでございます。

齋藤委員

今後の見通しとか、予定とかというのは、来年度以降、定期的にその状況を確認するとか、そういう場みたいなものを設けてもらえる予定があるのかどうか教えてもらえないでしょうか。

委員長

面巻総務部長。

総務部長

令和5年度の開業に向けまして、そのあたりは大切なところでございますので、町といたしましては、定期的に、常に、コンタクトをとって協議をしているところでございます。さらにそういった状況につきましては、議会に逐次ご報告を申しあげながら、その状況について説明をさせていただき、ご相談を申しあげながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

齋藤委員

上申書には、法律上、不可抗力の事態での解決に依存せざるを得ない状況にあるというふうに書いてますけども、これは具体的に、法律上、不可抗力の事態ということは、だいたいほかの店でも同じような契約を結んでいると思うんです。同じような店で契約結んでいるにも関わらず、今、テレビなんか見ますと、家賃が払えなくて困っていますと、家賃が払えなくて倒産しますとか、そのようなニュースが出ていますけども、同じような契約を結んでいる一方の企業は家賃払えなくて困っています、倒産しますといいながら、この契約、呉竹荘さんとの契約だけはどうして同じような体制を取らないで、免除といたるところになるのか、例えば住民から聞かれた場合、どう答えたらいいのか、どうして呉竹荘さんだけ免除するのか、言われたときに。

委員長

面巻総務部長。

総務部長

なぜ呉竹荘さんだけなのかと、いうご質問でございます。これにつきましては、住民の皆さんもそういった気持ち、あるいは感情というものにつきましては、私どもも真摯に受け止めているところでございます。ただ、この事業に関わります土地を所有しておりますのは、斑鳩町でございます。まさしく住民の皆さんの財産を預かっているところです。町といたしましては、その財産を最大限に活用いたしまして、住民のために使っていくという責務も負っているところでございます。そうしたことから、このコロナ禍の影響によりやむを得ず宿泊施設等の建設は現在、令和5年度まで延期はされておりますが、本事業の目的、あるいはその効果を達成させるために、このたびのいわゆる支援を取らせていただいたところです。観光・まちづくりの中核として、宿泊機能を有する、この呉竹荘さんと

もに進んでいく施設というのは、非常に大きな役割を持っていると思っておりますので、これまで申しあげましたように、一面的ではなく総合的に勘案して今回このような形で提出とさせていただいたところでございます。以上です。

齋藤委員

話がまた戻るかもわかりませんが、先ほどの説明で、来年度以降の免除割合も相談するという話がありましたけれども、ということは、来年度以降も同じように免除というのは頭の中に入れて、具体的に割合も検討するというふうに考えておられるのでしょうか。

総務部長

申し訳ないんですけども、来年度以降の状況については、このコロナの状況がどないなっているか、また収束しているかどうかというのは全く見通しがつかない状況の中にございます。そうした中で、今こうした形で免除割合であったりとかというのは、まったくもっていない状況です。ただ、今の状況以上に悪くなった時には、オープンを目指してどのように町が判断し、決断していけばいいのかというところにつきましても、委員皆様にご相談をさせていただき、それぞれ開業に向けて進んでまいりたいという思いでいるのは事実でございます。以上です。

齋藤委員

しつこいようですけれども、ということは、今の状態だったら免除は考えてませんということで理解してよろしいでしょうか。

総務部長

そのあたりにつきましても今は、今を耐えるべきところだと思って、この権利の放棄というのを提出させていただいた、これは令和5年度の開業に向けて、しいては50年余りの経済効果、あるいは将来の直接的な財政効果というところを勘案した中に出させていただいているところでございますので、今は辛抱するべきだということで、出させていただいてところでございます。以上です。

齋藤委員

今後のことはわからないということで理解してよろしいでしょうか。

委員長

乾副町長。

副町長

今の状況が来年度も続くかどうか、これはわかりませんが、ワクチン接種も始

まりますので、流行が抑えられるということがあって、人の動きも変わってくるというような考えもあるんですけども、これは誰もわかりませんので、この状況についてはまた呉竹荘と協議を重ねて、そしてまた議員の皆さんにもご相談をさせていただくなかで、また果たして減免でいいのか、割合でいいのかというのはまた議論していただきたいと思いますので、今の段階ではちょっと申しあげられないというところでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 賃借料の支払いが年度末ということで、この権利の放棄をお願いされたということですけど、この権利の放棄の話というのは、いつ頃から出てきて、それに対して何度ぐらい話し合いをされて、その中で斑鳩町としては、どのような提案、権利の放棄以外にも提案とかをされたのか、という経緯とございますか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 これまでの経緯というところでは、まず株式会社呉竹荘からは、緊急事態宣言が出されまして、法隆寺さんの拝観客もどんどん減少したという春先には、いったん駐車場収入の関係について、こういった状況ですというふうな形での報告はございました。その際には支払いの猶予の関係であったりとか減額の関係であったりとか、また改めてご相談もさせていただければというところで、緊急事態宣言中の春先にはそういった打診があったのは確かでございます。その後、7月ないし8月、夏頃なんですけれども、改めて緊急事態宣言も解除される中で、減免等のご相談もあったところではございますけれども、町といたしましては、今、溝部委員さんもおっしゃっていただいておりますように、年度末の支払いであるというようなところ、あるいは今後の状況がまったく見通せないというようなところで、引き続いて協議をしていきたいと思いますというところで、呉竹荘と、これまでからそれ以降随時協議を重ねてきたというところでございます。当然のことですけれども、先ほど申しあげたGoToキャンペーン等々、経済の上向きも見えておった中で、猶予というようなことも含めて、協議をしてございましたけれども、第

三波の到来ということもございまして、昨年末に呉竹荘より改めて減免の依頼があって、そういった形での書面での提出が2月の15日にあったというところで、これまでから随時、開業時期、先ほどから出ております開業時期の関係、あるいは呉竹荘が今こういった形で開業に向けた対策を講じておられるか、そのあたりも含めた協議を随時してきたと、その中には当然、賃貸料の減額の話も当然含まれておりますけれども、何分先が見えないというところで、随時協議をしてきたというのが、今までの経緯というところでございます。

溝部委員 減額とか減免という話が出てきたなかで、斑鳩町としてはどういう回答をされて、そのお話が出たときに、猶予をもたすのか、減免するのか、とかいう、そういった提案といたしますか、その時点で斑鳩町はどういうふうにここまで考えてこられたというか、というのはございますでしょうか。

まちづくり政策課長 協議の中では当然猶予というようなことも相手さんにはご提案というか、町の思いとしてはお伝えさせていただいたという経緯もございます。最終的には先ほど申しあげた第三波のところ、やはり非常の賃貸料の支払いが困難であるというところから、今回、町内部でも改めて庁内協議をしまして、今回の権利の放棄ということで方針を決定させていただいたと、このようなところでございます。

溝部委員 コロナで本当に誰も予測できない、またこれからも収束するかどうかもちよつと見通しがわからないなかで、先のごことはわからないんですけれども、権利の放棄、仮にしたときに契約書を読んでいますと、もし令和5年度に仮にオープンできなかつたとしても、契約書の内容からいうと、賃借料も放棄をした、オープンできなかった、一番これが住民としては心配だと思うんです。例えば、必ず令和5年度にオープンするので、これを猶予を持たせてください、もしくはオープンするかわりに、オープンしてくださった暁には権利は放棄しますとか、という、そういう契約というのは、そのなかでは考えられなかったのか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 契約自体を変更するという事は、非常にやってはいけないことだということ

で思っておりました。今回こういった形でいわゆる賃貸料の請求権を放棄しますと。今の契約は残した形で、いわゆる司法上の関係の中で今回そういった形で、いわゆる請求権を放棄しますという形で出させていただいたものであって、契約自体をそういった形でいろうということになれば、ちょっと難しいというか、やっではいけないことなのかなというような形で進めてきたところであって、こういった形で出すことが、一番住民さんにも議会の皆さんにも説明をしっかりとしたうえで、ご判断いただくと、あるいは協議をいただくという思いで、今回出させていただいたというものでございます。

溝部委員 やっではいけないことというのは、法律的にやっではいけないか、契約書を変えてはいけないというルールがあるものなのかなというのを教えていただきたいんですけど。

総務部長 法律上、契約を変えることはできるんですけども、ただ、変えて、オープンしたあかつきに、なんぼなんぼやという契約をそれをするのがいいのかどうか、というのは迷います。変えること自体は変えられるんですけども、いわゆる行政としてやっている事業ですんで、しっかりと説明せなあかんというのは確かにあります。説明責任を果たさないといけないという部分をもって現契約を変えるところについては難しいというか、やっではいけないというか、やるべきではないと。しっかりとこの権利というのを放棄しますよと、請求権については放棄しますよということを出していくべきだと判断したところでございます。

溝部委員 やるべきではないというのがちょっとわからないんですけども。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後 2時10分 休憩)

(午後 2時13分 再開)

委員長 再開いたします。 溝部委員。

溝部委員

わかりました。

委員長

ほかにございませつか。 伴委員。

伴委員

今、いろいろ議論聞かせていただいて、私思いを述べさせていただき、答弁もいただきたい。まずこれはイメージからすると、今、部長、課長、答えてくれてはるけど、これは正直いうて政治判断、この内容というのは政治判断が非常に関わってくる部分違うかなと、説明もそういう形になってくるという部分をこの議案は感じている。そしてなおかつ、ひとつ憤りを感じるのは、秋ごろからこの話がホテル側からあったと、せやけど、今、議会には今後説明してと言うてくれてはるけど、なぜ協議、ほかの事業であれば、ひとつ言えば焼却場どうしよう、全部協議の内容、委員会ごとに厚生委員会で説明してもうてます。せやけどこれに関しては、確かに相手が民間ということもあるかわからんけど、やはりこれに関してはこちらは行政ですんで、突然とこんなぱつと持ってきて、そしてこうでんねんと、やっぱりちょっと性急すぎるといいますか、これは私らみな戸惑うて当たり前です。その部分から言うても、ほんで、今となったら、これから議会にというようなことで、これ副町長、これに関して、議会に対してどない思ってくれてはるのか。ものすごく気分悪くしてますねんけど、その辺どうでっしゃろ。

委員長

乾副町長。

副町長

この件に関しましては、秋ごろから会社のほうからそういう話があったという中で、町としては、全面的に減免してこうと、当初はそういうお話はなかったんで、やはりちゃんと契約どおり納めていただきたいということで話はしてありましたんで、その段階では町も安易な考えだったのかもわかりませんけども、賃貸料いただけるという安易な気持ちがあったのも事実でございまして、そのときには議会には相談しておらなかったということがございます。結果的に話を協議を詰めていく中で、減免していくような形になってしまいましたんで、その点は非常に申し訳なかったというふうに思っております。事前にそういう話があるということを、やはり議会にちゃんと説明させてもらうべきであったというふうに反省しております。以上です。

伴委員 正直に言うてくれはった。せやけどね、いつごろ放棄の話になっていったんか、はじめはおっしゃられたように、しゃっといくと思っててんと、確かにGoToとかで持ち直すというのが、世の中の空気でありましたわな、それも理解できますけど、それがここにきて放棄だと、2月の委員会では聞かせてもらいましたけど、いつごろ、12月の時点ではわかりませんでしたんか。どうでっしゃろ。

副町長 まだ、12月の段階では放棄という形では決定してなかったというところがございますので、1月から2月頃に担当課と協議する中で、顧問弁護士とも相談する中で、やむを得ないところがあるという判断をしてきたというところで、そのへんで変わってきたというところがございますので、12月の段階ではまだ、そこまで結論に至ってなかったというところがございます。

伴委員 確かに、緊急事態宣言のタイミング、1月7日からでしたかな、奈良県は関係ないですけども、地域的にそういう場所もありましたんで、それからいうたら理解できるところもある、流れはわかりますけど。そこで私考えましたけど、した場合、しなかった場合、どっちが町益といいますか、町にプラスになるやろかというので、非常に熟慮した感じですよ。いろいろ考えて、確かにしかたないかなという思いには至ってますけど、何点かはおさえておきたいところがあります。

まず1点は、これなぜしかたないかなという思いになったかというのは、これ開業前やからです。まあいうたら駐車場屋さんと違いますわな、ホテル屋さんです、言い方が私なりの言葉で申し訳ないけど。ホテル屋さんで付属物と、駐車場は。そのなかで開業準備段階で起こったんやと、だから正直言うて開業後に景気が悪なったからとか、そら大きな地震とかは別としても、基本的にこのような事案になったときに、同じような債権放棄を要望してくる、地代ですな、ホテルの地代も全部入るのか僕はわかりませんが。なんしか、町が貸している場所に対するその地代、それに対して債権放棄してきはったときに、どういように対応しはるのか、その辺、副町長どうですか。結局、開業前と開業後ではえらい違いやということで、僕はこれに納得してまんねんけど。その辺どうですやろ。

副町長 おっしゃっていただきますように、今は駐車場料金をこの賃借料に充てるとい

う形で契約を結んでおりますので、これが駐車場料金がこのコロナの関係で入ってこなかったという中で、この賃借料を払うことによって、開業前にホテルの開業前に負債をかけてしまうということで、令和5年度の開業、これはやはりしにくいのではないかとということをお呉竹荘から話がありましたので、それだったら最大限の支援をしていこうということで、今回、債権の放棄を提案させていただくことになったわけですが、実際これをホテルができて、開業されるというなかで、減免という話が出てこないとも限りませんが、やはりこれは信頼関係の中で令和5年度を目指してやっていただけるということでございますので、町はこれまで協議をしてきたなかで、信頼関係を築いてパートナーとして一緒にやらしていただくということで、進めてきておりますので、それについてはやはりおっしゃるように開業前と開業後では違いがあるという認識はしております。

伴委員

ちょっと答弁がずれてますねんけど、私言うてるのは、これ開業後になったら、世の中の公平性を失うからですねん。テナントでご商売されていて、こういう状態になって減額する、なかなか難しい、なおかつ行政となってきたら皆の模範となるところです。そこでそういう形になってくると、よっぽど妥当性とかいんなものもなかったら、公平性を失ってしまう、そんなもの役場がやっているねんからかまへんやんかと世の中が全部なって、大家さん皆潰れてしまう形にもならん、せやから非常にこれ開業後ということになったら、今回減免の話があった場合、なるかならんかわかりませんが、なった場合の時には、非常に抑えたいほしい、正直言うて、開業してもらうことに対しての、言いにくいことかわからんけど、これ持つといってもらわなあきませんな。ひとつの習慣になってしまたらえらいことになるというのがひとつ。

それともうひとつ、皆さん心配されているのが、5年の開業というのがほんまに、債権放棄させてもろて、その中でなるんやろかと。何で言うたら、単年度で18億も赤字出してはるという説明をきいたら、なおさらそうなりますわな、非常にこんなんじゃ今後ホテル建てられるねんやろかと、普通思います。そのなかで基本的になった場合でせ、そういう方向性でこの議案どおりになった場合は、やはりそれに近い開業をしていただくというようなプレッシャーをかけていく、これは契約上は新しいことでけへんし、基本的に一筆書けと、念書書けと、そういうことも信頼関係で難しいと思うけど、やはり見えへんプレッシャーをかけて

いただかんと値打ちおまへんな。ほんまにまけるわ、逃げていかはるわということになりますよってに、この辺重々とお願ひしていきたいと私自身は思つて。

最後に、この5年の開業と言つていることに対して、今後、呉竹さんにこういう形で話していきたいということを副町長お願ひします。

委員長 乾副町長。

副町長 先ほど課長からも説明ありましたように、今年の2月15日付けで上申書が出ていると、その中で令和5年度中のオープンを目指して鋭意準備にかかっているという表明をされておられますので、町としてはまずはこの上申書の信頼をしていくというのがひとつでございます。そして、そのあとも呉竹荘に対しては、口頭ではございますけれども、その表明の確認ですね、その表明が確かなものだという事は、当然確認は、口頭ではございますけれども、確認はしております。そして、呉竹荘の中でも企業努力というのはやってもらわなければなりませんし、新規事業を今すぐには難しいけれども、令和5年にはやらせていただくという、その熱意も感じているところではございますので、その辺のところ、今、おっしゃっていただきましたような担保を取れるかどうかというところはあるんですけども、それもこれからきつちりと綿密な打ち合わせ、協議を重ねるなかで、確認をしていきたいと思つております。

伴委員 これは本当に町益に関わる大事なところですので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 先ほどご説明をいただきまして、契約のすべてを変えるというのは、ちょっと49年という長い契約をされているというのは、斑鳩町に長く利益をもたらせてくれるというところで、49年という長い契約をパートナーとしてしてはるんやなと思つているんですけども、なかなかさっきも伴委員もおっしゃったんですけども、信頼関係という言葉だけではなかなか住民としては納得できないといひますか、相手を信じるというだけでは、なかなかちょっと難しいかなと思つているんですけども。斑鳩町が呉竹荘さんとパートナーであるのであれば、なおさ

ら本当に斑鳩町としても必ず令和5年にはオープンするというものに向けて、今、副町長もおっしゃっていただいたと思うんですけども、その辺、町長はどういうふうに思ってるのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

委員長

中西町長。

町長

この件については、皆さん方いろいろ心配していただいております。これにつきましては担当のほうも同じような考えを持っておりまして、いろいろ協議するなかで、最終的にはこのような形で放棄するというような形になったわけでございますけれども、その経緯の中でもやはり呉竹荘も、これからの事業のやり方とか、いろんな計画も立てながら、5年度開設をめどに動いていただいております。その協議の中で、これからの取り組みというのをいろいろ聞かせていただいているその状況を判断しますと、今の状態であれば、今回このように減免をしていって、なんとかこの時期を乗り越えたいというのが私の思いでございます、なんとかこの後の町に得られるいろんな投資効果、地域の発展とか、いろいろございます、そういうなかで、単年のなかでは今の形で減免をして、これを乗り越えていきたいという思いでございますので、ご理解賜りたいと思います。

溝部委員

町にもたらす経済効果というのを考えると、確かにこのコロナ禍で致し方ないかなと思ってるんですけども、やはり必ず令和5年にオープンに向けて、ちょっと斑鳩町と呉竹荘と一体となって、本当に必ずオープンしていただけるよということ、頑張っていただきたいなという思いがありますので、言わせていただきます。

委員長

ほかにございませんか。 井上委員。

井上委員

何回もすみませんけれども、次年度からはこういうことが起きないということは想像もつかないと思うんですけども、次年度からは先ほど副町長おっしゃっていただきましたけども、議会のほうに持ち上げて、次年度の件に関しては議会を通しながら、皆と一緒に決めていくとおっしゃっていただきましたけども、それは間違いないでしょうか。

委員長 乾副町長。

副町長 先ほども答弁させていただきましたように、状況がどうなっていくかというのは、当然今の段階ではわかりませんので、駐車場の運用の状況を逐次報告を受けて、こういう状況ですということを委員会にも報告させていただいて、状況がどうなっていくかわかりませんので、今のところ綿密な調整をさせていただいて、また報告もさせていただいて、ご相談申しあげたいと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これは前回の委員会でも言いましたけども、今回の事態は本来なら想定内であるべきだと、海外観光客、大挙して押し寄せるけれども、日本の前にはお隣の国でそういうことがあって、そやけど政治的な行き違いで結局、全部ストップされた。今の日本と同じような感じですよ、コロナではないですよ、コロナは想定外やと思うけども、観光客の減少というのが本来なら想定してなあかんことだったと、このように思います。それであたふたして、まけてくれとか、それは僕自身はおかしいことやと思っているんです。現実には海外展開もしておられるところが、何十億という赤字やから、考慮するところはあると思いますけれども、まず、そこを踏まえて、観光客の激減は想定内やと、そういうふうな経営姿勢で呉竹荘さんですか、やっていただきたい。町もそこらへんははっきり言っていただく、何も呉竹荘さんが被害者ではない、やっぱり想定内の出来事やという感じでこれからいろいろ計画立てていただきたい、そういうふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そしたら私のほうから。いろいろ委員さんの質疑、町からの答弁等聞いてるなかでちょっと不安になりましたね。思いとしてはオープン目指して応援していきたいというのは同じなんです。ただ、後々の利益が出るということで、今回オー

ブン目指して今年度免除しますと、そして令和5年度に向けてという、じゃあその次の年度も同じような状況が続くと、やっぱり免除、後々の利益ことを考えると、免除したほうがいんですとうことにもなりかねない。さらにそこでオープンできなかった場合ですね、オープンが延びた場合も、やはり利益、後々の利益のことを考えてとって、ずるずるいくというような、最悪のパターンがどうも見えてくるんじゃないかなというふうに思うんです。今回、委員さんの中からもありましたけども、やはり一筆書いてもらおうと、きちっと令和5年度オープンを確認してもらおうと、オープンができなかったら、免除した分は払ってもらいますよというようなことができなかったのかなと。その点についてはどうなんでしょうか。 面巻総務部長。

総務部長

ただいま委員長がおっしゃいましたように、令和5年度のオープンを確認するような形の一筆というか、文書を提出させろということなんですけども、上申書の中でも表明されておられますように、目指しますよと、そのために今準備をしているんですよと、だからお願いしますというようなことを申されています。それだけではなくて、私どもも、呉竹荘さんと定期的に協議をさせていただいていると、呉竹荘さんは呉竹荘さんで私どもが感じることは誠意をもってやっていただいていると、いろいろなことを考えながら斑鳩のために、斑鳩で愛してもらわなければ企業の発展はないということまでおっしゃっていただいているというところを、私どもは相對しながらやっているわけでありまして、そういった思い、誠意、熱意といったものを感じたうえで、今回出させていただいたというところでご理解いただきたいと思います。以上です。

委員長

担当の方も含めて直接対話しておられて、実感もっておられるからそういう答弁されるんやと思いますけども、非常に思いとしてはわかるんです。ただ、じゃあなぜそれを形にできないのかなという、住民さんにしたら自分らが納めている税金で、今回の対応が後々きちっと令和5年にオープンになって、町が見込んでるように、収入が入ってくるというふうになったら、あの時そういう対応にしてよかったねとなるかもしれませんけど、逆に言ったら、さっきの悪いほうのパターンになったときに、じゃあなんでその時に確認をきちっととってなかったんやって、やはりそういう話になってくるかと思うんですけども。

面巻総務部長。

総務部長 今、支出の関係で税金といわれたんですけども、税金ではなくて、いわゆる賃貸料という形ですんで。

委員長 税金という言い方しましたけど、収入が入ってこなくなると、本来見込んでいた分が入ってこなくなるということで、町民の皆さんから町の財産に対して損害を与えたという言い方がどうかわかりませんが、ただ、最終的にそういう声が出る可能性がないわけではないですから、そののところやはりビジネスなんで、シビアにみるべきではないかなという声は、住民さんからもあるんです。そこは町はどう考えてはるんでしょうか。 面巻総務部長。

総務部長 いわゆる呉竹荘さんが申されていることを上申書の中できちっと書かれているとは思いますが、呉竹荘さんは呉竹荘さんで、いわゆる企業としての社会的責任と、ここまで表明されてますんで、社会的責任というのは、非常に大きなものだと感じています。そういった意味でも、やはり令和5年度中のオープンを目指す、ついでには今いろいろとその準備を進めていますといった形の上申書が出ておりましたそこに表れておりますんで、それを私どもは信じてやっていくしかないと考えております。以上です。

委員長 非常に難しいですね、思いはあるんです。それはほかの委員さんも一緒だと思います。コロナの中で呉竹荘さんに原因があって収入が落ち込んでいるわけではないということもよくわかりますし、前回の委員会でも一定やっぱりそうしたことに対する減免等の考え方については理解はしてますし、そういうふうに言わせていただきましたけれども、ただ、全額というんですかね、160ま万円は納めていただきますけども、赤字になっている分を100%補充するという点については果たしてその対応は正しいのかなという、町は最善だということを出してきていただいていますけども、今後、同じように放棄、放棄というふうが続いていく可能性もないですし、そうした時に、やはり一番最初の段階できちつとした考え方を持って、住民の皆さんがご理解いただけるような基準で対応していくべきではないかなというふうに私は考えているんですけども。これ、例えば、町が持つ

ている土地をこういう商売の関係とは違いうかもしれませんが、貸しているというときに、賃料を取られていると思うんですけども、その基準というのはどういうふうになっているのでしょうか。 面巻総務部長。

総務部長 それぞれの土地の評価というか、そこから出させていただいた賃料でお貸ししているということでございます。

委員長 土地の評価のだいたい何パーセントぐらいで年間契約されているのでしょうか。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 斑鳩町の行政財産使用料条例に規定をされております。土地の使用料に関しましては、相続税評価額に貸付乗率というものを掛けて課しておりますけども、乗率につきましては6%、こちらのほうが公共事業に伴います補償基準による貸付の乗率6%を使って貸し付けておるところでございます。

委員長 呉竹荘さんとの賃貸契約のなかでは、そうした基準での契約金にはなっていないと思うんですけども、もともと駐車場収入もありましたんで、もしそれに対して6%で、面積かけるということにすると、金額はいくらですかね。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 今回の宿泊等誘致事業に関しましても、ただいま申しあげました行政財産使用料条例、これに基づいて算定をしております、約3億4,500万の相続税評価額の6%ということで、年間2,075万1千円、今現在の契約額、これを算出しているところでございます。

委員長 そうすると、やはりなかなか今回の権利の放棄という話はますます難しい話かなというふうに思いますね。伴委員からもまだホテル建設前やということもありましたけども、もともとの基準がそういう金額で設定しているということでありますと、普通に土地借りてるもんやと、もちろん一定の割合の減免は必要やという認識は持っておりますけども。町として、交渉の中で今の形が一番いいとおっしゃってましたけども、途中で減免という、さきほど溝部委員も途中経過の話お

聞きしてましたけども、そういう話はしたことはあるんですか。一定の割合、だから権利の放棄という形ではなくて、一定の割合で減免でじゃないと対応は難しいですよというような話はされたことはあるんでしょうか。

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課
委員長

相手方とそういった話は具体的にはしておりません。

最終的には心配するのは撤退されてしまうっていうことやと思うんですけども、今そういうふうには呉竹荘さんおっしゃてないですけど、最悪の事態というのはそういうところだと思うんですよね。どうも町の皆さんの対応を見ているとそれが怖いからということにも取りかねないなど、住民の皆さんから見て、やはり最終的にこの議案、どういうふうに議会が判断したのかということと言いますと、私は非常に難しいなというふうに思っています。この委員会の中では、私は表決権はありませんので、また本会議で態度表明はさせていただきたいと思っておりますので、私の持っている思いにつきましては、いろいろ言うて聞かせてもらいましたので、またそれをもとに判断させていただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

取りまとめのため、15時まで休憩いたします。

(午後 2時41分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは休憩前に引き続きまして、議案第8号の表決に入っていきたいとおもいます。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が次年度事業分を含め、1億5,361万5千円増額されたことから、その増額のうち本年度事業分への充当見込額8,361万5千円の増額をお願いするものであります。なお、残額の7千万円につきましては、令和3年度予算対応の感染症対策事業の財源とする予定としております。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター事業、学童保育室などにおける新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に必要な物品の購入費が補助対象となることから、子ども・子育て支援交付金43万9千円の増額、保育所の感染防止対策等に必要な物品の購入等費用及び私立保育所における事務のICT化等を行うためのシステム導入等費用が補助対象となることから、保育対策総合支援事業費補助金190万円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、遠隔

手話サービスの導入費用が補助対象となることから、意思疎通支援体制強化事業費補助金20万9千円の増額をお願いするものであります。第7目 教育費国庫補助金では、小中学校の教育活動における感染防止対策等に必要な物品の購入費が補助対象となることから、第1節 小学校費補助金で220万円、第2節 中学校費補助金で120万円の増額、また、第4節 幼稚園費で、町立幼稚園の感染防止対策等に必要な物品の購入費及び事務のICT環境整備費が補助対象となることから、300万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第4節 保険基盤安定負担金で、後期高齢者医療にかかる保険基盤安定負担金の確定に伴う77万9千円の増額をお願いするものであります。10ページをお開きいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国庫補助金で申しあげた子ども・子育て支援交付金と同様の理由により、43万9千円の増額をお願いするものであります。第4目 農林水産業費県補助金では、第2節 農地費補助金で、溜池の防災・減災推進に係る耐震性調査費が補助対象となることから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金1,200万円の増額をお願いするものであります。第6目 土木費県補助金では、第1節 都市計画費補助金で、奈良県との包括連携協定に基づく、まちづくり基本構想等の策定に時間を要し、本年度の基礎調査業務等の実施が困難となったことから、それに係る費用の財源となるまちづくり検討事業補助金435万円の減額をお願いするものであります。

次に、第17款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入の第1節 土地建物貸付収入で、マルシェ・宿泊施設等誘致事業用地の令和2年度賃貸料に係る債権を放棄することに伴う、土地賃貸料1,815万6千円の減額をお願いするものであります。次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、金剛流宗家能楽公演に係る費用の財源確保のために、ガバメントクラウドファンディングを実施することから、第5節 総務費寄附金で、200万円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、感染症対策事業の財源の一部として、財政調整基金の繰入れを予算化しておりましたが、国庫補助金で申しあげた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額分をその財源に活用

することから、同額の8, 361万5千円の減額をお願いしております。

次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、財産収入で申しあげたマルシェ・宿泊施設等誘致事業用地の令和2年度賃貸料に係る債権の放棄に伴い、当該用地における駐車場収益を事業者から受け入れることから、駐車場収入受入金160万円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、第8目 減収補てん債で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた消費等に係わる地方税の減収措置として、減収補てん債の対象が拡大されたことから、6千万円の増額をお願いするものです。

以上が、歳入の補正内容です。12ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてです。第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第18節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金として1,043万3千円の増額をお願いするものです。第3目 財政管理費では、歳入で申しあげたガバメントクラウドファンディングの寄附受入れの増に伴い、第7節 報償費で、お礼に係る費用50万円の増額、その他の事務費として、第11節 役務費で、通信運搬費16万円、手数料4万円の増額、また、第5目 財産管理費の第24節 積立金で、寄附受入額の充当先が次年度の開催事業費となり、年度をまたぐことから、一旦、財政調整基金に積み立てることとし、その積立金200万円の増額をお願いするものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第7目 障害福祉費の第17節 備品購入費で、歳入で申しあげた遠隔手話サービスを導入するためのタブレット端末の購入費用として、20万9千円の増額をお願いするものです。第11目 後期高齢者医療費では、第27節 繰出金で、歳入で申しあげた後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金103万9千円の増額をお願いするものです。13ページにお移りいただき、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第10節 需用費で、歳入で申しあげた地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター事業における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に必要な物品の購入費として、消耗品費60万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた私立保育所における感染防止対策等に必要な物品の購入等費用の支援として、私立保育所感染症対策補助金80万円の増額、事務のICT化等を行うためのシステム導入等費用の支援として、私立保育所ICT化推進等事業補助金150万円

の増額をお願いするものです。第2目 保育園費では、第10節 需用費で、歳入で申しあげた町立保育所における感染防止対策等に必要な物品の購入費として、消耗品費100万円の増額をお願いするものです。第4目 学童保育運営費では、第10節 需用費で、歳入で申しあげた学童保育室における感染防止対策等に必要な物品の購入費として、消耗品費71万8千円の増額をお願いするものです。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげた溜池の耐震性調査に係る費用として、第12節 委託料で、溜池耐震性調査業務委託料1,200万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金6万6千円の増額をお願いするものであります。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、歳入で申しあげた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額に伴う財源振替をお願いしております。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費の第12節 委託料で、歳入で申しあげたとおり、奈良県との包括連携協定に基づく、まちづくり基本構想等の策定における本年度の業務実施が困難となったため、870万円の減額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、歳入で申しあげた感染症対策等に必要な物品の購入費用として、第10節 需用費で、消耗品費440万円の増額をお願いするものです。第2目 教育振興費では、第12節 委託料で、斑鳩小学校に難病の色素性乾皮症の児童が進学することから、必要な紫外線防止フィルムの貼付けに係る費用200万円の増額をお願いするものです。13ページにお移りいただきまして、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、歳入で申しあげた感染症対策等に必要な物品の購入費用として、第10節 需用費で、消耗品費240万円の増額をお願いするものです。次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、歳入で申しあげたとおり、町立幼稚園における感染防止対策等に必要な物品の購入費用として、第10節 需用費で、消耗品費150万円の増額、事務のICT環境整備に向けた情報機器の購入費用として、第17節 備品購入費で、300万円の増額をお願いするものです。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源2,759万5千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置の追加をお願いするものであります。第2款 総務費では、第1項 総務管理費で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、聖徳太子1400年御遠忌関連事業を延期することから、和のあかりプロジェクト実施事業で、その開催費用として196万円、また、金剛流宗家斑鳩公演開催事業で、その周知等の準備費用として31万円をお願いしております。次の第3款 民生費以降の事業につきましては、すべて歳出予算において増額補正をお願いしたものであり、遠隔手話サービス実施事業のほか、次のページにかけての12事業で、あわせて3,019万3千円をお願いしております。

6ページをお開きいただけますでしょうか。第3表 債務負担行為補正についてであります。まちづくり連携協定計画等策定業務委託契約につきましては、2か年事業として、令和3年度の債務負担行為を設定しておりましたが、歳出で申しあげましたとおり、策定に時間を要し、期間内の実施が困難であることから、その廃止をお願いしております。

次に、第4表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた消費等に係わる地方税の減収補てんを目的として、限度額を6千万円とする地方債の追加をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りください。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 11ページの雑収入で160万円、これは結局先ほどの債権の放棄で駐車場経営で黒字出た分の160万ということですから。これ、先ほどの議案の時の答弁でいろいろお聞きしていると、また来年度、もしかの時にはまた本年度と違った形での方法を選んでいくと、議会にも相談していただけるということなんで、これはもうこのままにしておきますけども、単純に考えて、来年度もしか駐車場収入が黒でなかった、赤出た場合にこれどうなるんですか。ゼロになるんですか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 そもそも来年度、うまくいけば賃貸料2千万余り入ってまいります。仮に今の状態のままで、今年度と同じ方法でいくなれば、仮定したならば、駐車場収入と支出がイコールならば、ゼロになることとなります。以上です。

嶋田委員 結果的にそうなりますわな。そやから先ほどの案件で答弁されたように、来年度ももしかの時にはまたよい方法を考えていただいて、議会とも必ず相談していただく、来年度は建設水道常任委員会の所管になるのかな、僕らが入るかどうかは別の話にして、やっぱり議会と相談していただきたい、これは確約してくださいね。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 先ほどの議案でも答弁させていただきましたように、担当常任委員会にご説明、ご報告申しあげながら進めてまいりたいと考えております、以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第18号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、1. 付託議案の(4) 議案第18号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、規約の変更文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

議案書末尾、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について(要旨)をご覧いただきたいと思います。今回の規約変更につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和3年3月31日をもって葛城広域行政事務組合が解散され、当組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、施行期日につきましては、奈良県知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、1. 付託議案の(4) 議案第18号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願

いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 そしたら私から1点だけ確認したいんですけども、葛城広域行政事務組合のほうで、どんなことをされているんですかね。そして直接これが解散することによって、斑鳩町に影響があるのかどうか、その点だけ確認させていただきます。
仲村総務課長。

総務課長 葛城広域行政事務組合につきましては、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、および広陵町の4市1町をもって組織されている一部事務組合でございまして、これらの広域行政圏に関するほか、休日診療所の運営等に関する事務を共同処理されているというところでございまして、特段、斑鳩町に影響はないものということで認識をしております。以上です。

委員長 ほかの委員さん、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関する事について、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてです。前回の2月18日開催の当総務常任委員会にて報告しました斑鳩考古学検定につきましては14人の参加者を得て、2月23日に実施し、こども勾玉づくり教室については、予定していた以上の申し込みがありました。開催時間を拡大しまして、お申込みいただいた全員の22組43人の参加者を得て2月28日(日)に開催しました。

次に、発掘調査についてであります。令和2年9月16日開催の当総務常任委員会にて報告をいたしました、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査につきましては、2月19日をもって調査が終了いたしました。調査成果としましては、中世末頃から近世頃のものと思われる瓦管が連結した溝が検出された以外には、顕著な遺構、遺物はございませんでした。こうしたことにより、中断しておりました中宮寺跡周辺遺跡の発掘調査を再開しており、3月末までに調査を終える予定で進めております。次に、毎回多くの方にご見学していただいております史跡藤ノ木古墳の石室特別公開につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度の春季の特別公開につきましては、昨年と同様に中止とさせていただくこととなりました。

次に、奈良大学と共同で進めておりました龍田北1丁目に所在する甲塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査につきましては、3月11日をもって終了しております。なお、今回の調査において、特に顕著な調査成果はございませんでした。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関する事についてのご報告であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 第5次斑鳩町総合計画前期実施計画(案)について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項(1)第5次斑鳩町総合計画前期実施計画(案)につきましてご報告を申し上げます。

第5次斑鳩町総合計画につきましては、基本構想につきまして、昨年12月の定例会に上程をさせていただきまして、可決、承認を賜ったところでございます。

今回、前期実施計画(案)につきまして、とりまとめをいたしましたので、本日、お配りをしております資料1によりご報告をさせていただきます。

それでははじめに資料1、2ページ、I 実施計画の概要をお願いします。

はじめに、(1)計画策定の趣旨でございます。この実施計画は、第5次斑鳩町総合計画基本構想に掲げますまちの将来像『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現をめざしまして、前期基本計画に示した施策を着実に実施するために策定をするもので、毎年度の予算編成の指針となるものでございます。(2)総合計画における位置付けは、第5次斑鳩町総合計画の実施計画として位置付けをし、また、(3)計画の期間は、前期基本計画と同じ、令和3年度から令和7年度の5年間としております。次に、3ページでございます(4)進捗管理と公表でございます。この実施計画に掲載をいたしました事業は、毎年度進捗管理を行い、その成果を検証し、次年度以降の実施計画に反映させますとともに、進捗状況について公表してまいります。次に、(5)重点施策でございます。第5次総合計画では、第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画に包含をいたしまして、重点施策として位置付け、効率的・効果的な進捗管理をはかることとしており、総合計画の事業から、人口減少対策・地域活性化に資するものを抽出し、重点施策の事業として位置付をしております。また、(6)SDGsとの調和として、第5次総合計画の各施策分野にSDGsのめざす17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進することとしてまいります。

4ページをお願いいたします。(7)財政の見通しでございます。実施計画と財政の連携は欠くことができないものでありますことから、今後の財政収支を推計しながら、限られた財源の中で政策の優先順位を定め、最適な施策・事業の実

施に努めてまいります。

5 ページは、(8) 実施計画（まちづくりの基本施策）の施策体系でございますが、実施計画は、一番右の施策ごとに事業一覧表を作成をしております。

6 ページをお願いいたします。実施計画事業一覧表の見方でございます。①重点施策（総合戦略）に対応する事業につきましては、【★】マークをつけております。②新規事業には、【新規】マーク、③一つの事業が複数の施策に重複する場合は、関連する施策の事業名欄に【再掲】マークを表示をしております。

また、⑤目標指標の設定として、わかりやすい町政の実現、的確な計画の進捗管理を行うため、目標や指標の設定が可能な事業につきましては目標や指標を設定しております。合わせて、指標を設定した場合は、令和元年度の実績値および前期計画（5年後）の目標値を掲載をしております。

次に、10 ページをお願いいたします。基本施策1. 災害に強いまちづくりでございます。まちづくりの基本施策ごとに、目標とする姿、施策体系およびそれぞれの事業数、また政策目標を掲げております。11 ページから14 ページには、施策ごとの事業一覧、このようになっております。同様の構成で、151 ページまで、24 の基本施策につきまして、実施事業を掲載しております。総事業数は436 事業、再掲事業を含めると、525 事業となっております。

次に、154 ページをお願いいたします。Ⅲ 重点施策一第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。154 ページに重点施策の施策体系、155 ページに事業一覧表の見方を示しております。重点施策におきましては、①評価・検証のツールとして、柱ごとに基本目標指標、重点施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定をいたしまして、毎年度、評価・検証を行い、必要に応じて事業の見直しをまいります。②施策実現のための主な取組みにつきましては、施策ごとに事業一覧を掲載をしております。重点施策の事業は、基本施策の事業から抽出をさせていただいておりますことから、事業概要等の詳細につきましては、先ほどの事業一覧表に記載した該当ページで確認いただくよう整理しております。事業数は、122 事業となっております。

以上が、実施計画の構成となります。事業内容の詳細等につきましては、計画書でご確認いただくこととしまして、各事業の説明は割愛させていただきます。

今後、前期実施計画を令和3年度から令和7年度までの5年間のまちづくりの目標として、各施策や事業をすすめてまいりますので、よろしく申し上げます。

なお、この実施計画につきましては、第5次斑鳩町総合計画の基本構想、基本計画のすべてを網羅した本編と一緒に、各公共施設に設置をいたしますとともに、町のホームページに掲載する予定としております。

また、第5次斑鳩町総合計画の概要版につきましては、広報いかるが4月1日号への挟み込みにより、全世帯に各戸配布させていただく予定としております。

以上、(1)第5次斑鳩町総合計画前期実施計画(案)の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(2)斑鳩町国土強靱化地域計画(案)について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、3.各課報告事項の(2)斑鳩町国土強靱化地域計画(案)についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号2の斑鳩町国土強靱化地域計画(案)という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。こちらページを1枚開いていただきまして、左側のページの目次をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、本計画の構成についてでございます。本計画は、5つのパートに分かれておりまして、はじめに、1.計画の概要といたしまして、計画策定の趣旨、本計画の位置づけ、計画の期間、計画の構成について定めております。

次に、2.基本的な考え方といたしまして、斑鳩町の目指す姿、基本目標、強靱化推進にあたっての留意事項について定めております。

次に、3.脆弱性評価といたしまして、想定するリスク、リスクシナリオ、リスクシナリオとは、起きてはならない最悪の事態となりますが、このリスクシナリオの設定、脆弱性評価結果について、定めております。次に、4.強靱化施策の推進方針といたしまして、リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針について、定めております。最後に、5.PDCFAサイクルによる計画の推進といたしまして、一般的なPDCAサイクルにF、さまざまな意見や視点を取り入れ

る、吸収という意味のフィードバックを加えた、PDCFAサイクルにより、計画の見直しを実施していく旨を定めております。

続きまして、各パートの内容の概要につきまして、ご説明させていただきます。1ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

はじめに、1.1 計画策定の趣旨についてであります。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月11日に、通称、国土強靱化基本法が制定され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められたところがございます。このことを受け、国においては、国土強靱化に係る国の計画等の指針となります国土強靱化基本計画を、奈良県におきましては、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、災害に強い強靱な国づくり、あるいは、県土づくりを目指し、総合的な地域づくりを進めているところでございます。

こうしたなか、本町といたしましても、国の基本計画や県の地域計画を踏まえ、巨大地震や台風・豪雨等の大規模自然災害が発生した場合に、致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取り組みの方向性等を取りまとめたものとして、本計画を策定するものでございます。

次に、計画の期間についてですが、本ページの1.3 計画の期間にありますように、第5次斑鳩町総合計画・前期実施計画に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としております。続きまして、本計画の基本目標についてであります。2.2 基本目標にありますように、本計画におきましては、国土強靱化基本法の規定を踏まえた上で、災害に強いまちづくりを目指し、1 人命を守る、2 住民の生活を守る、3 迅速な復旧・復興を可能とするの3項目を基本目標として掲げております。10ページをご覧くださいいただけますでしょうか。本計画におきましては、3.1 想定するリスクといたしまして、内陸型地震及び次のページにありますように海溝型地震、そして14ページにかけまして、水害・土砂災害を、それぞれ設定をいたしております。

16ページをご覧くださいいただけますでしょうか。3.2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定としまして、先程のリスクとして設定いたしました大規模災害が発生した場合に、起きてはならない最悪の事態となるリスクシナリオといたしまして、1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生など、このページの表に取りまとめしておりますよ

うに、1-1から、6-4までの20項目のリスクシナリオを設けております。

17ページをご覧くださいませでしょうか。4.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針といたしまして、ただいま、ご説明いたしました20項目のリスクシナリオの発生を回避するための施策として29ページまで、それぞれの項目ごとに、推進方針として、具体的な事業の内容を、また、事業の進捗状況をはかるための指標として、事業内容に応じ、重要業績指標（KPI）として、計画期間となる5年間での、目標値を定めております。

それでは、30ページをご覧くださいませでしょうか。PDCAサイクルによる計画の推進といたしまして、5.2 計画の進捗管理と不断の見直しにありますように、推進方針に掲げております各事業につきましては、進捗状況等を管理するとともに、重要業績指標等による定量的評価を実施した上で、必要に応じて、本計画の見直しを行うとともに、その見直し時期につきましては計画期間にあわせ、原則5年ごととすることとしております。

本町といたしましては、基本目標に掲げる1 人命を守る、2 住民の生活を守る、3 迅速な復旧・復興を可能とするに3項目に即し、本計画の推進方針に掲げる諸事業を着実に実施することによりまして、災害に強いまちづくりの実現をはかってまいりたいと考えております。

以上、3. 各課報告事項の（2）斑鳩町国土強靱化地域計画（案）についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 細かいですが、30ページの次のページの別紙1、ここに都市整備課とか書かれてますが、これはもう修正されるんですよね、あとで。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 別紙1につきましては、脆弱性評価結果ということで、令和元年度以降におけるそれぞれの状況の評価をおこなっておりますので、現在の組織体系で書いてございます。一方で17ページから書いております推進方針につきましては、それ

ぞれ新しい組織体制で今後やっていくということで、こちらの推進方針につきましては、その組織体制で記載をさせていただいておるところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3)斑鳩町公共施設等総合管理計画(個別施設計画)(案)について、理事者の報告を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、財政課から、斑鳩町公共施設等総合管理計画(個別施設計画)(案)について、ご報告申しあげます。資料3をご覧くださいませうでしょうか。

この個別施設計画案につきましては、平成29年3月に策定しました「斑鳩町公共施設等総合管理計画」にもとづくもので、インフラ施設を除く個別施設ごとの現況を把握し、長期的な視点での長寿命化等の具体の対応方針を定めるものであります。また、総務省から、すべての自治体に対し、令和2年度中の計画策定が求められており、本町においても、期限内の今月末に策定する予定ですすめております。それでは、計画内容につきましてご説明いたします。

1ページの第1章 個別施設計画の概要の1. 計画の目的でございますが、本計画は個別施設ごとの具体の対応方針を定めるものであり、その対象は、公共施設のみとし、道路等のインフラ施設を対象外としております。

次に、2ページをお願いします。ページ下の3. 計画期間でございますが、公共施設等総合管理計画と整合を図るため、期間を来年度から2046年度までの26年間とし、終期をあわせております。なお、本計画は、概ね10年ごとに計画を見直すこととしまして、今後の社会情勢や人口減少の状況、住民ニーズの大きな変化、また、関連する計画に改訂等があった場合には、適宜見直すこととしております。次に、3ページからの第2章 関連する計画等の整理でございますが、国の指針である公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針や第5次斑鳩町総合計画など、本計画の関連計画等についてまとめております。

次に、10ページをお願いします。第3章 個別施設の評価の1. 評価指標でございます。施設の具体的な方針の検討や、全体的な調整を行うにあたっては、

施設の現状を評価・分析することが必要であり、統一かつ客観的な視点とするため、各公共施設において、下の図のとおり、建物、機能、立地の3つの指標で評価を実施いたしました。次の11ページでは、それぞれの評価を5段階に区分し、点数化するための配点表となっております。

次に、13ページをお願いします。2. 評価結果による施設方針の考え方では、点数化した評価について、複合的に分析するために、上の図については、縦軸の機能評価と横軸の建物評価との関係を示したもので、施設の維持や廃止などの分類分けを行っております。下の図については、建物評価と立地評価の関係を示したもので、施設及び土地の利活用のしやすさの度合いを表しております。これらは、それぞれ客観的・機械的に評価しており、町全体の統一な視点で、他種の施設を含めた検討を行うための基礎資料としております。その評価結果としまして、全施設分の個別データを15ページから30ページまでにまとめております。

次に、31ページをお願いします。第4章 施設類型別方針では、先程の個別施設の評価結果やその他の施設固有の現状を踏まえて、施設類型別の方針をとりまとめております。整理の方法は、各施設について質及び数量のそれぞれの観点からの方針となっており、今後、必要に応じて施設ごとの詳細な個別計画を今後策定していくこととしております。特に、統合や廃止などの住民の皆様への影響が大きい方針決定につきましては、個別の計画等において、人口減少や社会情勢の変化など状況を見極めながら、慎重に検討し決定したうえで、本計画に適宜反映し、全体的な調整をしてまいりたいと考えております。

次に、37ページをお願いします。第5章 長寿命化指針では、1. 長寿命化に関する基本方針として、中長期的な視点に立ち、常に健全な状態を維持していくための基本指針をまとめております。

内容としましては、1つ目に点検の実施、2つ目に点検結果の活用、3つ目に計画的な修繕・改修の実施、38ページに移りまして、4つ目にライフサイクルコストを考慮した建替えの実施、5つ目に施設保全の組織体制及び情報共有の視点で、それぞれ取り組んでいく方針となっております。

次に、39ページをお願いします。2. 長寿命化の検討施設以降につきましては、先程ご説明いたしました、施設評価の分類分けにおいて、他施設での代替が効かないなどの要因で必要性が高い一方で、老朽化等がすすんでいる施設などを主に対象として、長寿命化の検討を行い、想定される改修費用や内容等を整理し

ております。次に、45ページは、長寿命化による更新費用の試算結果を示しております。長寿命化の取り組みにより、施設の延命が図られることにより、今後40年間の総額で、約59.2億円の削減が可能との結果が出ております。

46ページ以降に、A3の資料が3枚ございますが、こちらは、個別施設計画における各施設の基本情報、個別施設の評価、長寿命化指針について、一覧表にまとめたものであります。

最後に、今後のスケジュールについてであります。国の期限である今月末までに、最終調整をしたうえで、本計画を策定し、また、この計画内容等に対応した公共施設等総合管理計画の改訂をあわせて行いたいと考えております。

以上で、個別施設計画（案）につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

そしたら私のほうからお聞きしたいんですけども、これ、計画の隣に個別施設計画というふうに書かれているんですけども、先ほど課長の説明でしたら、それぞれ個々の施設の今後の対応については、これからまた新たにつくっていったという説明であったと思うんですけども、それはそういうことなんですか。

福居財政課長。

財政課長

個別施設計画につきましては、まず総務省が定める個別施設計画として、このように策定させていただきたいと考えておりました。また施設ごと、例えば学校ですとか、町営住宅ですとかそういった施設の種別においては各担当省庁から、別途個別施設計画の策定というのが依頼が出ておりました。またその内容につきましても、詳細な項目というのが示されております。ですので、こちらにつきましては、全体の個別施設計画で、今後つくと申しあげました、少しややこしいんですけど、それにつきましては、各省庁が指定するような内容でつくるものをお考えいただければと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

委員長

そうしますと、今後のつくる具体的な計画ですね、住民の皆さんにも意見いた

だいて判断するとされてましたけども、パブリックコメントなんかっていうのもとっていくのか、計画の公表等についてはどのようになっていくんでしょうか。

財政課長

パブリックコメントにつきましては、この計画につきましては、本年の1月から2月の1か月間で実施しましたが、意見等、特にございませんでした。今後の方針等につきましては、また各省庁によって基準等ございますので、必要に応じて、実施していくことになると思われまます。そして、この計画につきましては、またホームページ等で公表し、また随時更新等もそれにあわせてしてまいりたいと考えております。以上です。

委員長

まだ見てないんであれなんですけど、公告の中に50何億円削減できるとかいう話があって、結局その施設が廃止されるのかどうかという、住民さんもそこが一番関心が高いところだと思いますので、そのところやはり住民さんの意見をしっかりと聞けるような形で今後進めていただけますようお願いしておきます。ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(4) G I G Aスクール構想に伴う町立学校 I C T環境整備の進捗状況について、理事者の報告を求めます。岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

それでは、3. 各課報告事項(4) G I G Aスクール構想に伴う町立学校 I C T環境整備の進捗状況について説明させていただきます。このことにつきましては、先の予算審査特別委員会において、同様の質問がございましたことから、一部重なる説明もあるかと思いますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料4をご覧ください。1. タブレット端末活用スケジュールについてですが、令和3年3月現在の状況でございます。情報通信ネットワーク環境整備工事につきまして、概ね予定どおり進んでおります。一部完成している学校もございますことから、教室でタブレット端末をテスト的に使用したり、来年度からの活用にあわせて準備を進めているところです。また、各家庭におけるオンラインを活用した学習と通信環境整備について、教育委員会から保護

者様に対しまして文章を配布し、整備のご協力をお願いしたところであります。

次に、年度が明けまして令和3年4月から5月でございますが、完成した通信環境を活用をいたしまして、タブレット端末を学校で使用した学習を試行的進めていきたいと考えております。その後ゴールデンウィークを目途に、小・中学校全学年とは考えているところではございますが状況によっては、小学校中・高学年以上で、持ち帰りを実施していきたいと考えております。

そして5月以降からは、タブレット端末を活用した授業を展開し、今年度は昨年度から引き続き、教員を対象とした研修会等への参加をとおして、教員の個々のICT活用能力を高める。児童生徒には、タブレット端末を日常的に活用できる能力を身に付けさせることを目標にすすめてまいりたいと考えております。

次に、2. タブレット端末、オンラインによる、の活用事例をご紹介します。初めに 俳句を楽しむ学習における活用例といたしまして、児童生徒が俳句を作成し、一人ひとりが所定のシートに入力し、相互に作品を鑑賞し合い、評価し合うといったことや、外国語授業における活用例といたしまして、県内外及び海外の学校とオンラインで交流し、両校の児童生徒が相互の地域の紹介、授業風景等を英語により紹介し合う。この取り組みをとおして、児童生徒がコミュニケーション能力や英語会話力の向上を図るといったことであります。また学び合いの活性化といたしまして、自らの学習計画をソフトを活用し作成し、グループ間で共有を図る。その学習活動の中で、学習の良いところ、改善を要するところについて、グループで話し合う。この取り組みをとおして、自らの考えた計画について多くの意見を聴取し、学習サイクルに沿って実践し、改善を図り、より良いものをつくり上げていく力の育成を図るといったものであります。

この他にも数々の先進的な活用事例も増えていきますことから、ICTの活用は大きな可能性があるものと考えており、これらの動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

裏面をご覧ください。3. タブレット端末の家庭での使用について（持ち帰り）でございますが、実施するにあたり一定のルールを示していきたいと考えております。（1）目的ですが、新しい時代に必要となる資質・能力「学びあう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の習得を目指し、児童生徒が「自ら考え、主体的に行動できる力」を身に付けさせるためのツールとして活用していきたいと考えております。（2）必要な環境といたしまして、タブレット端末を使用し、

インターネットができる回線（無線W i - F i等）です。なお、回線の整備に要する費用、及び通信費用は、保護者負担と考えています。（3）破損・故障時の費用負担ですが、故意及び不注意による破損・故障は、保護者負担と考えております。その他、機器不良故意による破損等の場合は斑鳩町負担と考えております。なお、資料に例を示しておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。また、先進的進めている市町村の事例によりますと、当商品は衝撃に強い製品であるので、ほとんどが機器の不良によるものであり、行政側でほぼ対応しているということを確認しているところでございます。（4）使用に当たっての注意事項でございしますが、インターネットの活用の注意事項、タブレット端末の使用について、破損した場合個人で修理しない等を示しているところです。

これらICT等の活用につきましては、数々の課題もございしますことから、実践していく中で、調査研究をすすめながら、子どもたちの学びの支援となるようすすめてまいりたいと考えております。

以上、GIGAスクール構想に伴う町立学校ICT環境整備の進捗状況についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 裏面の持ち帰りの必要な環境で、回線を整備に要する費用及び通信費用は保護者負担とする、と書いてますけども、例えば経済的に負担できないご家庭はどうされるのか、もしくは宿題とかですね、家に帰ってやりなさい、というふうなことで回線が通じないということで支障がないのか、教えてもらいたいと思います。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 ご家庭のインターネットの状況でございしますが、現在、各ご家庭に調査等してまして、現在のところ約2%ぐらいのところまで確認がとれているところです。ただ、基本的な町の考え方といたしましては、昨日も当町のほうからW i - F i環境の整備についてのご願いということで文書も出させていただきますように、基本的にはご家庭の負担をお願いしたいというところです。ただし、委員さんが

おっしゃったように、どうしてもできないご家庭等あると思います。そういったところの家庭につきましては、従来までの紙で宿題を配るとか、インターネット回線がない状況でパソコンを使用できるかといったことを、今、検討しているところでございます、以上です。

齋藤委員

それは分かりますけども、でも生活環境によって教育の場、差別っていうか、それがすぐわかれるようなことであってはまずいんじゃないかなという気がするんです。例えばAさんは家でタブレットを使ってタブレットに回答を入れてくるとか、Bさんは紙を配られて手書きで持ってくるとかというふうなことは、やっぱり、環境がない児童生徒、大変つらい思いをするんじゃないかなというような気がするんですけど、その辺のところはどのように考えておられるでしょうか。

教委総務
課参事

まず、学校のほうですね、放課後にパソコンルームを開放する等についても現在、検討もしているところです。また生活保護のご家庭につきましては、福祉事務所等ですね、確認させていただいてるなかでは教材費として出るといったことも現在確認しているところで、そちらのほうはケースワーカーと相談していただくということになってます。今現在まだ揃ってないとか、一部まだ回答のほうがしっかり聞けていないご家庭につきましては、かなり数も絞れていますことから、学校と協力しながらお話をしていくなかで、一人ひとり確実に状況をつかむといったことも含めて支援していきたいと考えているところでございます。

齋藤委員

そういう環境によって児童が不登校になったり、そのようなことに結びつかないように配慮をお願いしたいと思います。

それから同じページですけど、(4)使用に当たっての注意事項と書いてますけど、5行目に、インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿はしないこと、となっておりますけど、これは何かガードが入るんでしょうか。それとも児童生徒にお任せして、「するなよ」ということでスタートするんでしょうか。

教委総務
課参事

こちらのほうにつきましては、当該購入したパソコンにはフィルタリング機能ということで、一定アダルトサイト等には、そういう言葉が入ると検索できないといった機能もついています。こちらのほうについては種々細かい話はございます

けれども、奈良県統一で共同調達しておりますので、今現在はそちらと同様のフィルターをかけている状態なので、今後使っていくなかで、奈良県としてこちらのほうも追加したりとか進めていくということで確認をとっておりますので、一定のガードはできているかなというところで考えております、以上です。

齋藤委員 引き続き注視しながらですね、変な方向にいかないようお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 ゴールデンウィークをめどに、小・中学校全学年（状況によっては、小学校中・高学年以上）で実施する。というふうにあると思うんですけども、これ、状況によってはというのは、どういう状況なんでしょうか。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 今のパソコンにつきましては、まずインターネットに接続するということになってきます。今までのパソコンと違って、パソコンを立ち上げて作業するといったことではございませんので、ある一定の、G o o g l eというのを使うんですが、そちらにログインするといった作業が出てきますので、こちらのほうは学校で一度ログインを試していくといったことを4月以降展開していきたいと考えてまして、現在でも、一部中学校とか高学年では実際にテストとかで使われたこともございます、奈良県の調査で、というところなんで、今後4月以降、低学年の児童に使っていただいた時の、状況によってはちょっとこれは難しいんじゃないかなといった判断もあるかなといったところで、このような書き方をさせていただいてます。ただ、何とか全学年もっていきたいなということで、今すすめているところです、以上です。

溝部委員 ありがとうございます。低学年が例えばネットにつなぐためにログインをするってというのはちょっと難しいであろうという予測で、ということですよ。

教委総務課参事 現在、学校で調査などで使わせてもらった時も、どうしても学校でログインするとなると、高学年の子たちでも、自分のパスワードを忘れてしまったりして止まったりとか、なかなかローマ字というのがなかなか認識が難しいであるとか、そういったことで時間がかかった例もございますことから、そういったことで考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5) 地域避難所の開設及び運営に関する協定の締結について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、3. 各課報告事項の(5) 地域避難所の開設及び運営に関する協定の締結についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号5の地域避難所の開設及び運営に関する協定の締結についてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、災害時における避難所対応といたしましては、避難所内での、密集等を避けるため、指定避難所だけではなく、知人宅等、さまざまな場所に避難を行う分散避難につきまして、避難方法のひとつとして、国からも示されているところでございます。こうしたなか、神南自治会におかれましては、本年度に、新たな集会所の建築を行い、先日、建築工事が完了したところでございますが、神南自治会からは当該集会所を、自治会の運営のもと、当該自治会の会員等の避難所として、利用することができないかという申し出をいただいたことを受け、本協定を締結する運びとなったものがございます。

それでは、協定の内容についてでございます。はじめに、1. 協定の名称についてであります。地域避難所の開設及び運営に関する協定としております。次に、2. 協定の趣旨についてであります。災害時等において、町が指定する指定避難所とは別に、自治会の管理する施設を自治会の会員等のための地域避難所として開設し、運営することに関し、必要な事項を定めるため、協定を締結するものでございます。次に、3. 協定締結先についてであります。地縁法人 神

南自治会となります。次に、4. 対象施設についてであります、神南公民館となります。なお、この資料の裏面に、新しい公民館と現在の公民館の位置図を記載をさせていただいておりますのでご確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、表面にお戻りいただけますでしょうか。次に、5. 運営及び経費負担についてであります、①地域避難所は、自治会が自主的に開設し、運営することとし、町は、職員の派遣を行わないものいたします。②町は、自治会に対し、地域避難所の運営のため、当該施設における避難者の収容可能人数である80人に基づき、毛布80枚、1人3食分となる備蓄食料240食分を供与することいたします。③地域避難所の運営に係る経費は、自治会が負担することいたします。最後に、6. 協定締結日につきましては、本年4月1日を予定しているところでございます。

以上、3. 各ご課報告事項の(5)地域避難所の開設及び運営に関する協定の締結につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 協定の趣旨のところ、自治会の管理する施設を自治会の会員等のための地域避難所とありますが、これは、他の自治会もいいのか、それとも「等」となってるから、例えば非自治会員もいらっしゃると思いますので、その辺も含めてその辺の地域のかたで避難する、そこに避難したいという方は、そこに行ってもいいという意味でしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 こちらにつきましては、神南自治会さんと協議をした結果のお話なんですけれども、今回の地域避難所の協定に関しましては、原則として神南自治会の会員の方を対象として受け入れをされるということですが、周辺自治会など自治会員以外の方が当該場所へ避難希望される場合につきましては、その受け入れの可否については個別に神南自治会さんにご協議いただいて、その協議の結果の如何については受け入れもしていただくということで、「等」を入れさせていた

だいたということでございます。

齋藤委員

事前に協議しなければならないのか、例えば、近くの自治会の人が緊急的にそこに避難してしまったと、その場合、協議しなければならないというのは、その場で行った時に「いいですか、悪いですか」と協議するんですか。それとも個別に、近くの自治会のAさんは、私はここに避難したいということで自治会単位でなくて、個別にその自治会に対して、「私、避難していいですか」というふうに事前に確認しなければならないんでしょうか。

総務課長

災害の規模によってその避難者の数というのも変わってこようかと思っておりますので、そのあたりについては、その時々状況によってということも考えられると思いますが、平時から、特に遠くの避難所まで時間がかかるということで、このほうに避難所の受け入れをされたいという方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方については事前にお話いただくということも想定されるのではないかと考えています。

齋藤委員

ということは、個別に、事前に、「私はそこに避難したいんですけども」と、自治会の入っていない人が、個別に頼んでおかないとそこには避難できないということでしょうか。

総務課長

今回の地域避難所につきましては、自治会のほうで自主的に運営されるということがまず原則となっておりますので、まずは自治会のほうの会員のかたを原則として考えられていると。そうしたなかで、地域外につきましてはやはり事前にご相談いただくというのが基本になってこようかということと考えております。

齋藤委員

それは、キャパがありますからね、何人というキャパがありますが、それでもそこに寝泊まりせんでも一時的に避難させてもらう、状況によって考えるか分かりませんが、事前に私はそこに避難させてください、というふうなことを一人ひとりをお願いして、しなきゃならないのかなというふうな、そこまで厳密にしなければならないのかなと私は思いますけども、いかがでしょうか。

総務課長

おっしゃっていただきましたように、まずはキャパシティの問題がありますので、神南自治会の戸数140戸ということで、そうしたなかで収容可能人数は今80人ということになっておりますので、すべての方が避難されるとなかなか収容可能人数からいくと難しいと。そうしたなか、町では指定避難所がございますので、基本的には自治会員以外の方は指定避難所のほうで対応していただく、そうしたなかでも先ほどの分散避難という考え方でこうした受け入れの数を増やしていただくということで、有効な協定ではないかということで考えております。

齋藤委員

分散するという事は良いことだと思うんです。例えば、公民館にこの人たちが避難しないわけですから、公民館のキャパが空く、その部分としてはいいんですけども、ただ緊急避難の時に、事前に話がないから「あなたためです」というふうな、なんかそういう厳密にしなきゃならないのかなという気がしますけども。

総務課長

緊急時の対応というところで、基本的に滞在できるかどうかということも含めて、そのあたりについてはやはり自治会さんのほうで自主的に運営されるということになりますので、自治会さんの了解のもと、こういった意見をいただいたということはお伝えできようかと思うんですけれども、最終的にはやはり自主的な運営ということになりますので、その了解、その運営についての基本的な考え方が合意できているということが前提になろうかということで考えています。

齋藤委員

自治会さんのほうには、緊急避難の時には断らないで大目に見てやって、というかね、お互いに助け合って運営していくように、ということをお願いしていただきたいというふうに思います、以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

私からもお聞きしたいんですけども、町として今後こういう形で地域の自治会さんに話を町からして行って、分散避難という形でこの取り組みを進めていこうと思っているのか、その辺はどうなんですか。 仲村総務課長。

総務課長

今回につきましては、神南自治会さんからの申し出に基づき協定する運びとなったということですので、積極的な広報というのは今のところ予定しておらないんですけれども、こうした取り組みにつきましては、やはり有効的なものということで考えておりますので、神南自治会さんのほうは自主防災組織も結成されてるところで、ご了解をいただきましたら事例紹介も含めてこうした対応もできるということを紹介させていただきたいということで考えております。

委員長

はい、わかりました。非常に参考になる取り組みだというふうに思いますので、今後の防災の考え方についても、ちょっと整理をして対応していただきたいと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(6)東京2020オリンピック聖火リレーの実施について、理事者の報告を求めます。栗本教育次長。

教育次長

続きまして、各課報告事項の6番目、東京2020オリンピック聖火リレーの実施につきまして、資料6に基づき、ご報告させていただきます。

聖火リレー実施に伴います新型コロナウイルス感染症対策につきましては、去る2月25日に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会よりガイドラインが示されたところでございます。一般観覧への主な対策は資料に記載させていただいているとおりでございますが、一部では、一般観覧客を入れない、いわゆる無観客で聖火リレーを行うのではないかとわれておりましたが、結果は、沿道やセレモニー会場の密集を回避するといった対策にとどめられているところでございます。こうしたことから、町では、沿道、セレモニー会場での密集、密接を防ぐため、町独自の対策といたしまして、住民の方々に対しまして積極的な観覧周知は行わないとともに、セレモニーの出席者も最小限とすることとしたところでございます。その斑鳩町での聖火リレーでございますが、来月4月12日(月)午後2時12分スタート予定でございます。スタート地点は、法隆寺中

門前、ゴールは法起寺三重塔前で、約2キロメートルの距離を9人のランナーが聖火をつなぐ予定となっております。そして、聖火リレーの出発前、午後1時55分からセレモニーを法隆寺中門前で開催する予定にしております。出席者につきましては、町長、町議会議長の町代表者に、このコースに町民の方が走られる予定の三郷町、安堵町の町長、町議会議長、そして、法隆寺の管長をお迎えして、行う予定にしております。内容につきましては、和太鼓の演奏に続き、開催地を代表して町長のごあいさつ、法隆寺管長のごあいさつをいただいた後、第1走者の入場、そして記念撮影を予定しているところでございます。

なお、聖火リレーに対します住民の方々への新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町広報紙4月号のほか、町ホームページなどで協力をお願いをいたします。また、当日は、セレモニー会場、あるいは沿道におきまして、運営スタッフによる状況確認、そして積極的に密集、密接回避のアナウンスを行い、感染防止に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、東京2020オリンピック聖火リレーの実施についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 町独自の感染症対策、積極的な観覧周知は行わないと、これはどういう。積極的に行わないけども、行うってことですか。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 当日交通規制等がされますので、その周知をさせていただく必要がございます。その際にですね、沿道におけるご観覧はご遠慮いただいて、NHKが当日行いますインターネットのライブ中継を視聴していただくようお願いをさせていただく予定にしております。

齋藤委員 聞き方が悪かったですね。要するに、セレモニーあります、ここ走ります、っていうのは、町民には連絡はされるんでしょうか。

教育次長 一応の連絡は、広報はさせていただきますが、先ほども言いましたように当日はインターネットのライブ中継を視聴してくださいということですね、全国を巡る聖火を次へつなぐために、自ら新型コロナウイルス対策をとってくださいとお願いするつもりです。

齋藤委員 それはわかりましたけども、来るなどと言わない。来てもいいってこと。

教育次長 競技大会の組織委員会では、一般観覧を容認されていることから町独自で無観客で走るということはできませんので、来られた際には運営スタッフが一定の距離を保てるように周知をさせていただくということでご理解ください。

齋藤委員 もう一点、その上のところに、セレモニー会場の事前予約等とありますけど、これは例えば住民がセレモニーを観たいというような場合は、事前に予約するようなシステムをつくるという意味でしょうか。

教育次長 こちらは、奈良県で初日、2日目、それぞれゴール地点でセレブレーションが開催されます。その際については人数制限をされて、今現在、募集をされていると聞いております。町のミニセレブレーションにつきましては積極的な周知はしないということで、ライブ中継をご覧くださいという周知をさせていただきます。

齋藤委員 すみません、しつこくて。斑鳩町の法隆寺中門前のセレモニーというのは町民には連絡しないということですか。

教育次長 一応のスケジュールは周知をさせていただきます。ただ、新型コロナウイルス感染症対策を講じますのでライブ映像を視聴してくださいというお願いをするつもりでございます。

委員長 暫時休憩します。

(午後 4時22分 休憩)

(午後 4時23分 再開)

委員長

再開いたします。
他にございませんか。

(な し)

委員長

他に理事者のほうから報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長。

総務課長

選挙管理委員会及び総務課から1点ずつご報告申しあげます。

はじめに、第12投票所の変更についてでございます。先程、各課報告事項(5)地域避難所の開設及び運営に関する協定の締結についての際に、ご報告いたしましたとおり、このたび、神南自治会におきまして、新たな集会施設となる神南公民館の整備が完了したところでございます。こうしたなか、選挙管理委員会では、第12投票所として、現在の神南公民館を指定してきた状況でございますが、整備の完了及び自治会の同意をいただきましたことを受け、本年4月以後、執行する予定の選挙に関しましては、第12投票所につきましては、原則として、新たな神南公民館を投票所として指定していく方針といたしております。なお、投票区の範囲の変更は予定しておりません。また、投票所の場所の変更につきましては、選挙期日に先立って発行いたします啓発チラシのほか、本年の広報いかるが5月号広報に係る記事を掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、防災ハザードマップの改訂についてでございます。県管理河川である富雄川及び竜田川の浸水想定区域の見直し及び防災重点ため池の追加に伴い、本年度、防災ハザードマップの改訂を進めておりましたが、このたび見直し作業が完了し、現在、印刷を行っているところでございます。この防災ハザードマップにつきましては、本年4月1日号広報に、はさみ込みにより、町内全世帯に配布するほか、町ホームページにデータを掲載し、広く、ご確認いただけるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

選挙管理委員会及び総務課からのご報告は、以上となります。よろしく願いをいたします。

委員長

福居財政課長。

財政課長

財政課から「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定の締結について」、ご報告申し上げます。

遺言代用信託とは、銀行等の金融商品であり、申込者が生前に相続財産の一部を信託し、相続人をあらかじめ指定することによって、遺言書の作成や相続手続きを行うことなく、亡くなられた際に、指定された相続人が葬儀費用等の一時金などを速やかに受け取ることができるものであります。本年1月に、株式会社南都銀行様において、この遺言代用信託を活用し、相続財産の一部を、亡くなられた際に、指定自治体に寄附できる新たな商品の取扱いを開始されており、このたび、寄附の指定先として本町を追加し、寄附推進による地域貢献を、連携して図りたい旨の申し出がありました。少子高齢化や核家族化が進展するなか、遺贈寄附に対する関心が高まってきており、本町を指定先とする寄附についても、将来的に見込まれることから、株式会社南都銀行様との間で、寄附の受入れに必要な事務手続きや個人情報取扱い等を定めた協定について、本年4月1日に締結し、寄附の受入れ体制を整える方向ですすめているところでございます。なお、県内における同様の協定の実績としましては、生駒市がすでに締結済みであり、他の県内自治体とも、順次締結をすすめる予定と聞いております。

以上、遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定の締結につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長

教育委員会事務局総務課から1点ご報告をさせていただきます。新修町史編さん作業の遅れ及び上巻発刊の延期についてでございます。

現、斑鳩町史は昭和54年の発刊から41年が経過しており、この間に発掘された藤ノ木古墳やその他の変遷等の事案についての編さんを行うとともに、郷土に対する町民の理解と愛着を一層深め文化の向上に役立てること、また、貴重な歴史的・文化的遺産を後世に伝えることなどを目的といたしまして、平成28年度の町制施行70周年を機に、斑鳩町史の再編さんに取り組んできたところでご

ございます。これまでに、古代、中世、近世・近代等の各分野の執筆者の人選を行い、平成30年4月から調査・執筆活動を始め、聖徳太子1400年御遠忌を迎える令和3年3月を目途に、まずは、古代の分野を内容とした（上巻）を発刊する予定で事業を進めてまいりました。

しかしながら、昨年度、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、調査活動の中断や先送りを余儀なくされ、調査・執筆活動スケジュールに大きな遅れが生じたところでございます。これまでの間、当初計画どおりの完成を目指して、各執筆者及び印刷業者とも調整をしてまいりましたが、予定のスケジュールを取り戻すには至らず、上巻の発刊について、延期せざるを得ない状況となってまいりましたので、ご報告を申しあげるものでございます。

なお、この後、できるだけ早期の発刊に向けて引き続き、取り組んでまいりますが、事業の進捗につきまして、適宜、当委員会にもご報告をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

また、これに併せまして、令和元年度末に予算の補正と繰越明許をいただき、進めております町史編集印刷業務委託につきましても、年度内での業務の完了が困難な状況となっておりますことから、令和3年度にやむを得ず繰り越しをさせていただく見込みでございます。本繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項による事故繰越しとなっております。法令の規定によりまして、改めて議会にもご報告をしてまいりますので、よろしくお願いたします。

委員長

他に報告していただくことはございませんか。

（ な し ）

委員長

それでは、報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 溝部委員。

溝部委員 公共施設の予約について、ネットでとることができないと思うんですけども、これたぶん1年近くこういう状態になってるんじゃないかなと思うんですけども、これはいつをめどに解除される予定でしょうか。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 公民館またスポーツ施設についてのインターネットでの予約でございます。
こちらにつきましては新型コロナウイルスの感染症の対策を講じて現在も貸館をしております。具体的には定員の半分で受け入れをしている。そういったことで申請時にその確認をする意味がございますので、現在もインターネットでの申請ではなく、直に担当者と利用方法、人数等確認させていただいたうえで申請を受け付けているということですので、この対策が解除されるまではインターネットでの申請はご遠慮いただくというふうには、現在考えております。

溝部委員 他の市町村がわからないですけども、他の市町村であると、もうネットでとれるとかというのもある程度できてるのかなというの思いますし、期間としてもかなり長いですし、どこか一定の区切りをもたせていただいて、住民さんもそこらへんが施設の利用に関してはコロナでかなり対策、公共施設を利用するときのルールというのをご存じかなと思いますので、ある一定のところでは少し区切りをつけていただいて、予約できるような形、仕事されてる方ですと、それを取りに行くというのがまた難しいところもあるということで、そこらへんもまたネットの予約を再開していただけるように要望をしておきますので、お願いします。

委員長 答弁はよろしいですか。

溝部委員 はい。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4時35分 閉会)